

意見書（医師記入）

（らいざん保育園）施設長 殿

入所児童氏名 _____

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に□をお願いします)

| |
|------------------------------|
| 麻しん (はしか) ※ |
| インフルエンザ※ |
| 新型コロナウイルス感染症※ |
| 風しん |
| 水痘 (水ぼうそう) |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) |
| 結核 |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) ※ |
| 流行性角結膜炎 |
| 百日咳 |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等) |
| 急性出血性結膜炎 |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎) |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日 から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登園のめやす |
|-----------------------------|--|--|
| 麻しん（はしか） | 発症 1 日前から発しん出現 後の 4 日後まで | 解熱後 3 日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること） |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後 5 日間 | 発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること |
| 風しん | 発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現 1 ~ 2 日前から 痂皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症 3 日前から 耳下腺腫脹後 4 日 | 耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていくこと |
| 結核 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後 3 週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） | — | 医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。) |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎) | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

*感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。